

(別紙) 岩手県多面的機能支払交付金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後																																																											
<p>様式第2号の1 (別表2関係) ※市町村用の様式 ○○年度の岩手県多面的機能支払交付金事業実施計画 (実績) 書</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業計画 (実績) 及びその内容</p> <p>(1) 農地維持支払交付金 ア 基本単価 [略] イ 加算単価 (加算措置の適用がある場合のみ記載する)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区分</th> <th style="width:15%;">交付単価 (円/10a)</th> <th style="width:15%;">対象農用地 面積 (a)</th> <th style="width:15%;">交付上限額 (事業費) (円)</th> <th style="width:15%;">交付上限額 (県の交付金) (円)</th> <th style="width:20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>① 加算単価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算上限を適用する</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>② 加算単価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算上限を適用する</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">草地</td> <td>③ 加算単価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加算上限を適用する</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1集落あたり加算上限を適用する集落④</td> <td>(円/集落)</td> <td>集落</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1組織あたり加算上限を適用する組織⑤</td> <td>(円/組織)</td> <td>組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積計①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)区分及び交付単価は、県が策定した基本方針に従い記載する。 (注)1集落あたり加算上限と1組織あたり加算上限が重複する場合は、1組織あたり加算上限を適用する組織欄に記載する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width:70%;">加算措置の対象組織数</td> <td style="width:30%;">組織</td> </tr> </table> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付上限額 (事業費) (円)	交付上限額 (県の交付金) (円)	備考	田	① 加算単価					加算上限を適用する					畑	② 加算単価					加算上限を適用する					草地	③ 加算単価					加算上限を適用する					1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落				1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織				面積計①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤						加算措置の対象組織数	組織	<p>様式第2号の1 (別表2関係) ※市町村用の様式 ○○年度の岩手県多面的機能支払交付金事業実施計画 (実績) 書</p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業計画 (実績) 及びその内容</p> <p>(1) 農地維持支払交付金 [削る] [略] [削る]</p>
区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地 面積 (a)	交付上限額 (事業費) (円)	交付上限額 (県の交付金) (円)	備考																																																							
田	① 加算単価																																																											
	加算上限を適用する																																																											
畑	② 加算単価																																																											
	加算上限を適用する																																																											
草地	③ 加算単価																																																											
	加算上限を適用する																																																											
1集落あたり加算上限を適用する集落④	(円/集落)	集落																																																										
1組織あたり加算上限を適用する組織⑤	(円/組織)	組織																																																										
面積計①+②+③ 交付額計①+②+③+④+⑤																																																												
加算措置の対象組織数	組織																																																											
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																												

附 則

この規則は、令和5年5月9日から施行する。